

一般財団法人大阪住宅センター建築物省エネ法判定業務約款

(責務)

- 第1条 提出者又は申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人大阪住宅センター（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）、同法施行令、同法施行規則、並びにこれに基づく命令等を遵守し、この約款（計画書及び軽微変更該当証明申請書（以下「計画書等」という。）並びに引受承諾書等を含む。以下同じ。）及び「一般財団法人大阪住宅センター建築物省エネ法判定業務規程（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下、「この契約」という。）を履行する。
- 2 この契約は、甲が乙に計画書等を提出し、乙が甲に引受承諾書を交付した、その日（以下「引受日」という。）をもって、締結がなされたものとする。
- 3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 甲は、業務規程に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の手数料を第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 6 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象となる住宅等（以下「対象住宅等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 7 甲は、乙が業務に関する不備又は不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正、追加説明又は是正その他の必要な措置をとらなければならない。

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務
引受日から14日以内
- (2) 変更後の建築物エネルギー消費性能適合性判定業務
引受日から14日以内
- (3) 軽微変更該当証明書の交付業務
引受日から14日以内

2 乙は、前項第1号及び第2号にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に当該提出者に適合判定書を交付することができない合理的な理由があるときは、28日の範囲内において、その期間を延長することができる。

(支払期日)

- 第3条 甲の支払う手数料の支払期日は、建築物エネルギー消費性能適合性判定、軽微変更該当証明とも引受日から5日を経過する日を原則とする。ただし、支払期日が土曜日、日曜日及び祝日及び年末年始の期間の場合はその翌日とする。
- 2 甲が、手数料を支払期日までに支払わない場合には、乙は建築物エネルギー消費性能適合性判定業務を中断又は中止する。この場合において、乙が業務を中断又は中止することによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めを負わないものとする。

(手数料の支払方法)

第4条 甲は、第1条5項により定められた額の手数料を前条に規定する支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込により乙に支払う。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の支払方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は甲の負担とする。

(判定審査中の計画変更)

第5条 甲は、適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付前までに甲の都合により対象住宅等の計画を変更する場合、当初の計画の提出を取り下げ、改めて乙に提出しなければならない。

2 前項の計画の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込がない場合。

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって計画の提出を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。この場合においては、乙は業務を中止し、提出書類を甲に返却する。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲はその契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めを負わないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還しない。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、第1条第5項に定める手数料を第3条に定める支払期日までに支払わない場合。

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正されない場合。

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還しない。この場合、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めを負わないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第8条 乙は、甲の提出書類等に虚偽の記載があることその他の事由により、適切な判定業務を行うことができなかつた場合は、当該判定業務の結果に責任を負わないものとする。

2 乙は次の各号に掲げる事項について保証するものでない。

- (1) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る住宅等が、建築基準法及び関係規定に適合すること。
- (2) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る住宅等に瑕疵がないこと。

(申請書等の様式)

第9条 申請の様式は、施行規則、告示によるほか乙が別に定める様式に準ずるものとする。

(別途協議)

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

以 上